

I 平成25年度埼玉県農業再生協議会事業報告

1 経営所得安定対策推進事業に関すること

(1) 経営所得安定対策の普及推進活動

対策の普及広報資料を作成（10万部）し、地域協議会への配付等により、対策の内容について農業者に周知し、普及推進を図った。また、事務システム操作研修会を開催し、対策に係る事務の円滑な実施を支援した。

経営所得安定対策の見直し等に関するブロック別説明会の開催

開催時期	開催場所	出席者数	内 容
平成26年 2月20日	浦和合同庁舎	47人	地域協議会等を対象に来年度からの対策の見直し内容について説明
〃	加須農林振興センター	61人	
2月26日	農林公園	108人	

事務システム操作研修会の開催

実施日	開催場所	出席者数	内 容
平成25年 7月17日	全農埼玉県本部ライズランド 21	13人	経営所得安定対策事務処理システムの操作に関する研修（インテックシステム導入協議会等を対象に実施）

(2) 対象作物の生産数量目標の設定ルール等の検討

米の生産数量目標の設定ルールについて、地域の第三者機関的組織として、意見具申した。

(3) 産地資金の要件の検討

水田活用の直接支払交付金における産地資金及び水田フル活用ビジョンの作成に関して意見具申した。

(4) その他

その他、経営所得安定対策の円滑な実施に必要な活動を実施した。

2 大豆・麦等生産体制緊急整備事業に関すること

大豆・麦等について地域が一体となって行う以下の取組を支援した。

- (1) 品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
- (2) ほ場条件の改善に向けた取組
- (3) その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組
(平成26年の豪雪被害に対する支援に係る特例措置)

3 攻めの農業実践緊急対策事業に関すること

(1) 基金の造成

低コスト・高収益な産地体制への転換を図るため、生産体制、流通加工体制の効率化等に計画的に取り組む産地を総合的に支援することを目的とした「攻めの農業実践緊急対策事業」（国庫補助事業）実施を受け、(2)の事業に必要な経費について基金造成を行った。

(2) 事業内容

ア 効率的機械利用体系構築事業

水田等の農地をフル活用し低コスト生産を実現するため、地域が行う次に掲げる取組を支援する事業

- a 担い手への農地の集積・集約化等に必要な機械・機器のリース導入
- b 担い手への農地の集積・集約化等により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械・機器の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修
- c a及びbを推進するための検討会の開催等

イ 高収益品目等導入支援事業

中山間地域等の条件不利地域等において、施設園芸、薬用作物等の収益性の高い品目等を導入するために地域が行う次に掲げる取組を支援する事業

- a 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器のリース導入
- b 高収益品目等導入の際に必要な資材の購入、補助暗きよの整備等の簡易な栽培環境の整備
- c a及びbを推進するための検討会の開催、技術習得等

ウ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業

地域の集出荷・加工処理施設を有効活用し集出荷・加工処理のコストを低減するために行う次に掲げる取組を支援する事業

- a 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機器・設備のリース導入
- b 集出荷・加工処理施設の機能集約に伴う既存施設の用途変更に必要な機器・設備のリース導入、既存機器・設備の廃棄
- c a及びbを推進するための検討会の開催等

<関連事業>

4 県担い手育成総合支援協議会活動に関すること

(1) 経営改善・能力向上支援活動

効率的・安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組もうとする農業者等に対して、各種研修会を中心に各制度等の提供活動を行った。

(2) 法人化のための推進支援

農業経営の法人化を推進する指導者に対し、制度説明会や相談活動を行った他、電話等により農業者や一般企業等からの法人による農地権利取得に関する相談に対応した。

(3) 集落営農法人化支援

集落営農組織の法人化に向けて、集落営農組織代表者、農業協同組合等の担い手育成担当者を対象とした法人化のための事例や施策についての研修会を開催した。

集落営農組織法人化研修会の開催

開催時期	開催場所	出席者数	内容
平成26年 2月27日	深谷市・埼玉 県農林公園	67人	○「集落営農における従事分量配当の取り扱いについて」 講師：多賀 貴志 氏 〔特定社会保険労務士〕 ○「集落営農組織に係わる施策等について」 説明者：関東農政局担い手育成課担当職員

5 県耕作放棄地対策協議会活動に関すること

(1) 耕作放棄地解消活動の推進

耕作放棄地再生利用のための必要な制度等について周知や先進事例等の紹介を行った。

(2) 地域協議会に対する指導・助言

事業実施のための相談活動と担当者会議を開催した。

(3) 被災者営農継続支援

被災者が耕作放棄地を解消し、営農を再開するための補助金の管理及び交付を行った。

(4) 広域利用調整活動

県域を越えた農地利用調整活動として、農業参入希望者等に対し空き農地情報や農業技術の習得、資金調達、農地取得、施設・機械等の整備などの情報を収集し、県のホームページで提供した。また、企業等の農業参入に関して相談会・説明会等開催するほか、相談に対応した。